

平成22年第1回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成22年3月9日（火曜日） 午後 1時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 議案第23号 財政健全化計画を定めることについて
- 第 7 議案第24号 中頓別町道路線の変更について
- 第 8 議案第25号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について
- 第 9 議案第26号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について
- 第10 議案第27号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について
- 第11 議案第28号 平成21年度中頓別町一般会計補正予算
- 第12 議案第29号 平成21年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算
- 第13 議案第30号 平成21年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第14 議案第31号 平成21年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算
- 第15 議案第32号 平成21年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第16 議案第33号 平成21年度中頓別町水道事業特別会計補正予算
- 第17 議案第34号 平成21年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算
- 第18 議案第35号 平成21年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算
- 第19 議案第36号 平成21年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

○出席議員（8名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 西原 央 騎 君 | 2番 本 多 夕紀江 君 |
| 3番 東海林 繁 幸 君 | 4番 村 山 義 明 君 |
| 5番 星 川 三喜男 君 | 6番 柳 澤 雅 宏 君 |
| 7番 藤 田 首 健 君 | 8番 石 神 忠 信 君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | | |
|-----|---|-----------|
| 町 | 長 | 野 邑 智 雄 君 |
| 教 育 | 長 | 米 屋 彰 一 君 |

総務課長	遠藤義一君
総務課参事	石川篤君
総務課主幹	神成和弘君
まちづくり 推進課長	小林生吉君
産業建設課長	奥村文男君
産業建設課参事	中原直樹君
産業建設課主幹	山内功君
保健福祉課長	竹内義博君
保健福祉課主幹	吉田智一君
教育次長	柴田弘君
会計管理者	高井秀一君
国保病院事務長	青木彰君
自動車学校長	浅野豊君
南宗谷消防組合 中頓別支署長	吉田行博君
南宗谷消防組合 中頓別支署副長	丸山博光君
こども館館長	平中静江君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	和田行雄君
議会事務局書記	田辺めぐみ君

◎開会の宣告

○議長（石神忠信君） ただいまから平成22年第1回中頓別町議会定例会を開会いたします。

（午後 1時00分）

◎開議の宣告

○議長（石神忠信君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第1号のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（石神忠信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第118条の規定により、議長において5番、星川さん、6番、柳澤さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（石神忠信君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

星川さん。

○議会運営委員長（星川三喜男君） こんにちは。議会運営委員会報告をいたします。

平成22年第1回中頓別町議会定例会の運営に関し、1月14日、3月3日に議会運営委員会を開催しましたので、その内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は、本日3月9日から3月18日までの10日間とする。3月16日及び17日は休会とし、予算審査特別委員会を開く。3月14日は、休日休会の日であるが、開かれた議会を実現するためサンデー議会として一般質問などを行う。なお、会議に付された事件がすべて終了した場合は、会議規則第7条の規定により、会期を残し閉会とする。

2、本日の議事日程については、日程第1号のとおりである。

3、一般質問について、通告期限内に通告した者は6議員である。質問内容の一部重複が見られるので、後に質問する議員はみずからの判断により答弁の重複を来さないよう十分注意されたい。

4、町側から提案された45議案のうち、議案第37号から第45号までの平成22年度各会計予算案は、議長発議により、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置の上、付託して審査を行う。その他の議案は、いずれも本会議で審議をする。

5、閉会中の郵送陳情の取り扱いについて、非核三原則の法制化を求める議会決議・意見書採択に関する陳情ほか3件は、全議員に写しを配付する措置をとり、議長預かりとした。

6、テレビ中継について、3月14日のサンデー議会及び3月16日からの予算審査特別委員会の開始から終了まで、役場町民ホールと町民センターに設置されたテレビに議場から中継を行うこととする。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（石神忠信君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日3月9日から3月18日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日3月9日から3月18日までの10日間とすることに決しました。

お諮りします。委員会審査などのため、3月10日から3月13日までの4日間と3月16日から17日までの2日間を休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、3月10日から3月13日までの4日間と3月16日から17日までの2日間は休会とすることに決定しました。

お諮りします。3月14日は日曜日であり、休日休会の日ですが、サンデー議会とし、特に会議を開くことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、3月14日は会議を開くことに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（石神忠信君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長の一般報告につきましては、お手元に配付の一覧表のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

なお、1月20日に宗谷町村議長の定期総会が稚内市で開かれました。総会では、本年4月1日から幌延町が宗谷管内に編入されるため、同町議会が宗谷町村議長会に加盟することとなりました。さらに、平成22年度管内町村議会議員研修会が5月12日に利尻富士町で開催することが決まりましたので、ご報告いたします。

監査委員の例月出納検査、随時監査報告結果及び個別外部監査報告につきましては、別

紙のとおりでございます。

次に、南宗谷消防組合議会報告を組合議員からいただきます。

西原さん。

○1番（西原央騎君） 報告いたします。

平成22年3月9日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

南宗谷消防組合議員、西原央騎、東海林繁幸。

南宗谷消防組合議会報告。

このたび南宗谷消防組合議会が招集されたので、その結果を次のとおり報告いたします。

1、会議名、平成21年第2回南宗谷消防組合議会定例会。

2、日時、平成21年12月21日（会期1日）午前10時開議。

3、場所、南宗谷消防組合消防庁舎コミュニティ消防センター（枝幸町）。

4、出席議員、西原議員。

5、会議結果、議事日程のとおり進行し、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成21年度南宗谷消防組合会計補正予算・第1号）」、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について）」、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（北海道市町村職員退職手当組合同規約の変更について）」、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（北海道市町村総合事務組合同規約の変更について）」は、いずれも原案どおり承認された。

議案第7号「南宗谷消防組合長期継続契約を締結することができる契約を求める条例」及び議案第8号「平成21年度南宗谷消防組合会計補正予算」は原案どおり可決された。

また、認定第1号「平成20年度南宗谷消防組合会計歳入歳出決算認定」も原案どおり認定された。

議案第8号「平成21年度南宗谷消防組合会計補正予算・第2号」については、歳入歳出それぞれ913万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,346万6千円とした。

主な質疑としては、補正予算（平成21年度南宗谷消防組合会計補正予算・第1号）等について専決処分が行われていたため、専決処分の取扱いについて厳格化を求め、説明を受けた。また、老朽化している南宗谷消防組合消防庁舎（枝幸町）の建替えについての質問が行われ、新年度予算で改修等を行っていくとの回答を得た。

以上です。

○議長（石神忠信君） それでは、引き続き所管事務調査報告を常任委員長からいただきます。

柳澤さん。

○いきいきふるさと常任委員長（柳澤雅宏君） 皆さん、こんにちは。それでは、所管事務調査報告を行います。

今回は、ピンネシリ道の駅、学校給食センターに関して、それからこども館の運営に関

して、総合計画について、もう一点、財政健全化計画についての以上の4点を報告させていただきます。報告ですが、皆様のところへ調査報告書が届いておりますので、今後の報告といたしましては調査の結果までは省略させていただき、意見を要約させて報告とさせていただきます。

それではまず、ピンネシリ道の駅、学校給食センターについての意見であります。ピンネシリ道の駅は、総額1,308万3,000円を投じて販売機能と集客能力の向上を目指した改修が行われました。このことに対する期待は大変大きいものがあり、商品管理などを徹底して、改修に見合った収益を上げられるよう行政の責任において指定管理者を指導するよう求めたいと思います。また、多目的ホールに新設された飲食販売コーナーは、グループホーム利用者の授産所的な利用が可能と判断されますので、極力障害者の通年雇先、天北厚生園生産物の販売場所として確保されるべきであると思います。

給食センター改修工事は、総額2,456万円を投じて設備が新設されました。これにより食品衛生上の設備課題は解消されました。しかし、現在の給食数はわずか170食でありまして、この事業によって1食当たりの単価はさらに押し上げられることになると思います。今後の給食数の減少と費用対効果を考えたとき、民間委託等による運営を検討すべきである。また、当該工事において地元業者が下請参入できる余地が残されていたと判断できますので、地元業者が参入できない場合は今後明確な理由を示すべきだというふうに考えます。

2点目、こども館の運営について。運営予算では超過負担額が約2,200万円まで圧縮されています。これは、幼児クラブの長時間コースの廃止により保育所入園者数の増加による普通交付税の増額が見込まれるためだというふうに考えます。指導体制は、保育所6名、こどもセンター2名の職員を配することになっておりますが、北海道認定こども園認定事務処理等要綱に照らし合わせますと配置基準を上回ることとなります。その要綱は、以下の図表に示しておりますが、下の図で当こども館に当てますと職員必要配置は3名で、幼児クラブにたとえ1名を配置しても4名で、ここにはありませんが、ゼロ歳児、途中入所ということも考えますと配置をしておく必要性もあろうかという考えもありますが、それでも5名ということで、この事務処理要綱と照らし合わせますと配置数が多くなる。依然として多額の超過負担が生じているこども館の運営を改善するためには、年齢別保育にこだわることなく、事務処理要綱に基づく職員の適正配置の実現と幼児クラブ、この計画ではもう4名まで減少しておりますので、短時間コースのあり方を早急に検討すべきで、保育所との統合等を検討していただきたいということでもあります。

続きまして、3点目ですが、総合計画について。基本構想は、まちづくりの最も基本となる指針を示したものであり、基本計画は目標を実現するために施策を体系的に示したものであるというふうにとらえております。実施計画は、施策を財政状況や社会情勢変化を考慮して実施する短期計画でありまして、財政見通しや事業の進捗などにより毎年度計画を確認、点検、修正していく方法、ローリングが行われておりますが、ローリング作業は

次年度の予算編成前に実施されるべきであり、主な変更事業等は事前に議会に報告されるべきであると考えます。今後は、このような実施計画の適正な進行管理を図られるようお願いしたい。

最後、4点目は、財政健全化計画についてであります。財政健全化法は自治体が自主的、自律的に財政規律を回復、維持することを目的としております。その意図と具体的な方策の核心は、平成17年度中に各自治体に策定、公表が求められていた集中改革プランの内容と酷似しております。集中改革プランは、平成21年度をもって終了いたしますが、多くの自治体において財政健全化計画等の策定義務が課せられなくても平成22年度を開始期間とする集中改革プラン2010の策定が進んでおりますが、これは将来を見据えた堅実な財政運営の実現に向けて自律的な財政規律の維持、改善の必要性を重視しているからだというふうに考えます。

今回個別外部監査が入りましたが、個別外部監査に期待されるものは、客観的な分析や庁内では指摘しにくかった聖域にもメスが入り、このことに外部監査のよいところがあるかと思いますが、この個別外部監査によって指摘された事項は財政健全化計画を定めるだけではなくて、中長期的な諸計画にも反映させる必要があるというふうに考えます。財政健全化計画は、議会の議決を必要としております。これまでは、議会の議決を必要とするものは地方自治法上では基本計画、これは基本構想であります。大体これが今まで議会の議決が必要とされたものであります。今回は極めてまれな形で議会の議決を必要ということになっております。これは、既存の諸計画の点検、見直し、新たな集中改革プラン等の策定を促す意味があるかというふうに思います。財政健全化計画の期間は、財政の早期健全化を図るため必要な最小限の期間内とすることで、これは財政環境のみならず政治状況もろもろの要件によって交付税の変動ということが十分に想定されることであり、そのことを想定する前提として健全化判断比率を下回ることには制限がありませんので、こういう予期せぬ事態が起こる可能性もあります。計画初年度目から貪欲に目標値を目指すように財政行動が必要であるというふうに判断いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（石神忠信君） 以上をもちまして諸般の報告は終わります。

◎行政報告

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第5、行政報告を行います。

本件につきましては、町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（野邑智雄君） まず初めに、平成22年第1回中頓別町議会定例会を招集いたしましたところ、全員の議員の皆さん方のご出席をいただきましたことにまずお礼を申し上げます。

それでは、私から平成21年第4回定例会以降の町長の行政報告をさせていただきたい

と思いますけれども、今までの間重要な事項について3点ご報告を申し上げたいと思います。

まず、1点は、住友和弘院長の退職についてであります。平成16年8月から中頓別町国保病院の院長として勤務され、病院改革や医療や看護の質の向上等にご努力をいただきましたが、2月1日付で一身上の都合により8月末での退職願の提出がありましたことをご報告いたします。

2点目は、酪農・畜産基本政策及び畜産物価格等に関する中央要請についてであります。2月16日に北海道町村会農政常任委員会委員として、北常任委員長外5名で北海道選出国會議員と民主党農政担当の一川保夫副幹事長に対し、WTO・EPA交渉における適切な国際規律の確立、または平成22年度酪農・畜産物価格など、酪農畜産関連施策の推進、飼料対策の推進などについて要請をしまいいりました。

次に、3点目でありますけれども、新規就農研修生の受け入れについてであります。現在中標津町にて酪農研修を受けている方が昨年10月に道北地域を視察した際に当町に立ち寄り、酪農経営の状況を視察して帰りましたが、その後将来の新規就農の地を中頓別町に希望され、4月より酪農研修生として実習させてもらいたいとの相談がありました。中頓別町農業担い手育成センターでは、研修生の受け入れについて協議し、取り組んでいくことといたしました。今後経営移譲可能農家などの調査を行いながら、新規就農に結びつくように努力をしまいいります。参考までに研修生の経歴等を載せております。

その他につきましては、配付してある印刷物でご承知おきをいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（石神忠信君） これにて行政報告は終了しました。

◎議案第23号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第6、議案第23号 財政健全化計画を定める件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第23号 財政健全化計画を定めることについて、遠藤総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第23号 財政健全化計画を定めることについて。

財政健全化計画を定めたいので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第5条の規定によって議会の議決を求める。

今回の財政健全化計画の策定は、平成20年度決算において実質公債費比率が早期健全化基準の25%を超えたことにより、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第4条に規定する財政の早期健全化のための計画の策定が必要となったことから、地方自治法第2

52条の41第1項及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律第26条第1項の規定により監査委員の監査にかえて個別外部監査契約に基づく監査を受け、平成21年12月29日に監査報告書の提出を受けたことに伴い、このたび地方公共団体の財政の健全化に関する法律第4条第2項に規定される8項目のうち該当する7項目について整理し、財政健全化計画書をまとめたものであります。

それでは、101ページ、財政健全化計画書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第4条第2項に規定された8項目のうち7項目でありますけれども、第1に健全化判断比率が早期健全化基準以上となった要因の分析であります。この件につきましては、そこに大枠記載はしておりますけれども、平成7年度から平成14年度に実施した高齢者福祉対策等々諸施策を実施してきました。当町においては、財政基盤が脆弱であることから財政の多くを起債に頼らなければならないことになったことに伴い、普通会計における公債費が年々増加し、18年度にピークを迎えたというところであります。平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、平成20年度決算から完全実施されることとなり、本町の平成20年度決算では実質公債費比率が28.3%となり、早期健全化基準である25%を超えたことに伴い財政健全化団体になり、さらなる財政健全化の取り組みが急務になったというところであります。急速な各施設の整備は、町民サービスの向上に寄与したものの、その財源として地方債の償還が財政運営を長期にわたって圧迫することになったというふうに分析をしたところであります。

第2に、計画期間につきましては、平成21年度から22年度までの2カ年としたものであります。

3点目の財政の早期健全化の基本方針につきましては、1つ目として計画の背景、それから2つ目として基本方針、3つ目として財政健全化の目標、4つ目として財政健全化の重点目標と具体的な取り組みについての記載が必要であります。1点目につきましては、そこに記載してありますので、省略をさせていただき、2点目の基本方針についてご報告をいたします。財政健全化を確実に推進していくため、中長期行財政運営計画並びに中頓別町公債費負担適正化計画を基本として人件費等の削減を初め、普通建設事業などの投資的経費等を抑えることにより起債発行額を最大限抑制し、公債費負担の軽減を図ることとするというふうに定めたところであります。3点目の財政健全化の目標についてでありますけれども、実質公債費比率の部分のみ報告します。財政健全化計画及び公債費負担適正化計画の確実な実行により、計画期間内に早期健全化基準以下の数値に改善を図り、さらには18%以下の水準に低減化を図り、起債許可団体から起債協議団体への移行を図るということを目標にしたいというふうに考えているところであります。4点目の重点目標と具体的な取り組みにつきましては、重点事項につきましては2点、給与の適正化、それから定員管理であります。これに関する実施項目につきましては、一般職の給与削減の継続、それから職員数の削減であります。2点目の重点事項、健全な財政運営につきましては、実施項目として普通建設事業の抑制、それから経常経費の抑制を挙げているところであり

ます。

4点目の実質公債費比率を早期健全化基準未滿とするための方策についてであります。今申し上げました実施項目4点により計画をしたところであります。まず、1点目の給与の独自削減につきましては、一般職の給与の削減の継続であります。一般職の給与につきましては、平成17年度から勤勉手当等を凍結し、独自削減を実施してきているが、当初予定していた5年間、平成21年度までを平成22年度も一部継続するということで進めたいというふうに考えているところであります。2点目の職員の定員管理につきましては、職員数の削減であります。今後も中頓別町第2次定員管理計画などに基づいて人口規模、財政規模に応じた職員数の適正化を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。3点目の公共投資の重点化であります。普通建設事業の抑制につきましては、投資的経費は厳しい財政状況から住民生活に影響するものや財政健全化を図る上で必要なものを選定し、最大限抑制する。起債は、公債費負担適正化計画に基づき借入れ予定額を超えない範囲で発行し、公債費負担の軽減に努めていくというものであります。4点目の事務事業の見直しについては、経常経費の抑制であります。経常経費などの見直しによる削減を今後も徹底して行って、経費削減を図っていききたいというものであります。

5点目の各年度の第4の方策に係る歳入及び歳出に関する計画でありますけれども、平成17年度から20年度までの内容につきましては記載のとおりであります。計画期間内における平成21年、22年度についてのみ報告させていただきます。普通会計における目標効果額についてであります。給与の独自削減において21年、22年度合わせて2,700万円、普通建設事業の抑制については、先ほどの4番でちょっと触れませんでしたけれども、目標効果額は実施前に公債費負担適正化計画に基づいて事業を実施してきていますので、この分については反映させておりません。経常経費の抑制につきましては、2カ年で200万円を予定し、総額で2,900万円の削減を図っていききたいというものであります。なお、職員の定員管理につきましては、21年、22年、2カ年で8名の減を考えているところであります。

それから、第6の各年度の健全化判断比率の見直しについてであります。実質公債費比率のみ平成21年度計画初年度では25.6%、平成22年度で23.9%の見込みを考えているところであります。

最後に、第7点目のその他財政の早期健全化に必要な事項についてであります。1点目として、個別外部監査で指摘された事項につきましては、今後真摯に調査検討をしてまいりたいと思います。2点目、補助金等の見直しについてであります。外部団体に対する補助金等を見直し、支出の根拠並びに効果を検証することにより、自主運営による経営努力を図ることを目的に見直しを行うものとしたいというところであります。3点目として、町税等の歳入確保の部分であります。住民による負担の公平の観点から滞納者に対する戸別徴収をさらに強化し、税収等の促進を図ってまいりたい。4点目として、公営企業、特別会計の経営健全化であります。1つとして各種使用料の見直しについてであります。

公営企業及び特別会計については、独立採算が基本であります。しかし、自主運営をすることが難しいものが多いのが現状であります。受益者負担の額を見直すことが必要並びに可能なものについては、料金の見直しを検討することで適正な受益者負担の設定を図ってまいりたいというふうに考えております。最後に、事務事業の見直しについてであります。従前から実施してきた経常経費の削減、外部委託の実施など、さらに積極的に取り組み、効果的な運営を確立するとともに、一般会計からの繰出金の削減を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

以上、簡潔に説明させていただきました。ぜひとも議決いただきますようよろしくお願いを申します。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第23号 財政健全化計画を定める件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号 財政健全化計画を定める件は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第7、議案第24号 中頓別町道路線の変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第24号 中頓別町道路線の変更について、産業建設課中原参事に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課参事。

○産業建設課参事（中原直樹君） 議案第24号 中頓別町道路線の変更についてご説明をいたします。

109ページでございます。今年度の町道路線の変更につきましては、昨年度と今年度に道路改良を実施した路線を対象に改良に伴う路線延長の変更、地籍調査時に起終点地番や用地幅員が変わっていたものを是正するものでございます。路線の位置につきましては、配付しました資料をご参照いただきたいというふうに思います。

それでは、読み上げて提案をいたします。議案第24号 中頓別町道路線の変更につい

て。

道路法第10条第3項の規定に基づき、中頓別町道路線を下記のとおり変更する。

記、1、変更前の路線。整理番号103、路線名、6条通り線、供用開始の区間、起点、字中頓別194、終点、字中頓別190、延長334メートル、用地幅員、最大12.72メートル、最小5メートル。

整理番号105、路線名、あかね1条通り線、供用開始の区間、起点、字中頓別43-1、終点、字中頓別160-1、延長416.7メートル、用地幅員、最大8メートル、最小6メートル。

整理番号106、路線名、あかね2条通り線、供用開始の区間、起点、字中頓別159-1-7、終点、字中頓別159-6、延長144メートル、用地幅員、最大6メートル、最小5.5メートル。

整理番号118、路線名、7丁目線、供用開始の区間、起点、字中頓別159-1、終点、字中頓別194-201、延長948.1メートル、用地幅員、最大10メートル、最小7.27メートル。

整理番号119、路線名、8丁目線、供用開始の区間、起点、字中頓別184、終点、字中頓別182-2、延長180.6メートル、用地幅員、最大11メートル、最小11メートル。

変更後の路線。整理番号103、6条通り線、起点、字中頓別194-14、終点、字中頓別194-96、延長330.07、用地幅員、最大14.55メートル、最小5.46メートル。

整理番号105、路線名、あかね1条通り線、供用開始の区間、起点、字中頓別43-2、終点、字中頓別160-8、延長414.97メートル、用地幅員、最大9.6メートル、最小5.5メートル。

整理番号106、あかね2条通り線、供用開始の区間、起点、字中頓別159-43、終点、字中頓別159-8、延長144.12メートル、用地幅員、最大9メートル、最小7.4メートル。

整理番号118、路線名、7丁目線、供用開始の区間、起点、字中頓別159-3、終点、字中頓別194-201、延長948.48メートル、用地幅員、最大15.02メートル、最小7.27メートル。

整理番号119、路線名、8丁目線、供用開始の区間、起点、字中頓別183、終点、字中頓別182-3、延長181.82メートル、用地幅員、最大13.13メートル、最小13.13メートルでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「いや、説明でないしょ。何でこうなったのかというのが説明でさ。

読み上げただけ、説明になっていない」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 変更の理由かい、そしたら。

（「いやいや、何で変更、それが説明でしょう」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 何で変更したのかという質問なのですからけれども。

中原産業建設課参事。

○産業建設課参事（中原直樹君） 当初に若干説明いたしましたけれども、昨年に7丁目線、ことしについては6条通り線とあかねの1条、2条通り線を改良いたしました。そのことによって6条通り線であれば起点部の延長が若干変わったり、道路改良に伴っての延長の変更がございました。それと、あとは市街地の地籍調査時に地番が地籍調査に伴って変更になっていた。あわせて道路敷地の幅員、道路敷地の幅員は道路改良によって広がったわけではないのですけれども、地籍調査によってもととの道路台帳の幅員よりも実際は広がっていたということがございまして、それを今回の道路改良に伴う変更とあわせてその地籍調査に伴って変わっていたものを是正したという内容でございます。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第24号 中頓別町道路線の変更の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号 中頓別町道路線の変更は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号～議案第27号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第8、議案第25号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更の件、日程第9、議案第26号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更の件、日程第10、議案第27号 北海道市町村総合事務組合規約の変更の件を一括議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第25号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議案第26号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第27号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、3点一括して遠藤総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第25号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約

の変更について、議案第26号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第27号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についてご説明をいたします。

この3件ともそれぞれ構成する団体の解散及び名称の変更等に伴っての議会同意を必要とするものでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議案第25号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を改正する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を次のように改正する。

別表第1中「胆振西部衛生組合」、「釧路広域市町村圏事務組合」及び「留萌広域行政組合」を削り、「留萌市外2町衛生センター組合」を「留萌南部衛生組合」に改める。

附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第26号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表（網走）の項中「網走支庁管内町村交通災害共済組合」を削り、同表（胆振）の項中「胆振西部衛生組合」を削る。

附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第27号 北海道市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約。

北海道市町村総合事務組合理約の一部を次のように改正する。

別表第1（第2条関係）留萌支庁の項中「留萌支庁（14）」を「留萌支庁（13）」に、網走支庁の項中「網走支庁（24）」を「網走支庁（23）」に、胆振支庁の項中「胆振支庁（14）」を「胆振支庁（13）」に改め、市町村・一部事務組合及び広域連合欄中「、留萌広域行政組合」「、網走支庁管内町村交通災害共済組合」「、胆振西部衛生組合」を削り、「、留萌市外2町衛生センター組合」を「、留萌南部衛生組合」に改める。

別表第2（第3条関係）第9項の共同処理する団体欄中「、留萌広域行政組合」「、網走支庁管内町村交通災害共済組合」「、胆振西部衛生組合」を削り、「、留萌市外2町衛生センター組合」を「、留萌南部衛生組合」に改める。

附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上であります。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより議案第25号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第25号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更の件は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第26号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の件について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第26号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の件は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第27号 北海道市町村総合事務組合理約の変更の件について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第27号 北海道市町村総合事務組合理約の変更の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号 北海道市町村総合事務組合理約の変更の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第11、議案第28号 平成21年度中頓別町一般会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第28号 平成21年度中頓別町一般会計補正予算、遠藤総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第28号 平成21年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明をいたします。

1 ページ、平成21年度中頓別町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,199万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ36億2,575万4,000円とする。

第2条は、繰越明許費で、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第3条、地方債の補正で、地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

4 ページをお開きいただきたいと思います。第2表、繰越明許費、2款総務費、1項総務管理費では、事業名、防災情報通信設備購入事業、事業費197万1,000円ほか9事業で、事業費は総額1億5,879万5,000円とするものであります。

第3表、地方債補正ですが、まず追加で起債の目的、借換債（補償金免除繰上償還）で限度額は3,290万円、起債の方法は証書借り入れ、利率3.0%以内、償還の方法は借り入れ先の融資条件または借り入れ先との協定による。ただし、財政状況等により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえることができる。

変更は、まず過疎対策事業債では限度額の変更で、変更後における限度額を300万円減額して9,090万円とするもので、減額の要因は事業費の変更によるものであります。臨時財政対策債では、限度額の変更で、変更後における限度額を5,480万円増額して1億5,400万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法には変更はございません。公有林整備事業債では、限度額の変更で、変更後における限度額を200万円減額し、200万円とするもので、減額の要因は事業費の変更によるものであります。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

20 ページ、歳出からご説明を申し上げます。今回の補正につきましては、多くの款において人件費、物件費あるいは予定事業終了等に係る既定の予算の不用額等を精査し、減額する内容が主なものになっております。

2款総務費、1項1目一般管理費では、既定額より989万2,000円の減額で、主なものでは2節給料で中途退職者による職員人件費の減、3節では勤勉手当の見直しによる増額、4節共済費では共済率の大幅な改定に伴う追加計上、19節では中途退職者による退職手当組合負担金の減などによるものであります。

3目文書広報費では、既定額より33万1,000円の減額で、主な要因は11節需用費で見込まれる不用額を減額。

4目財産管理費では、既定額より18万9,000円の減額で、各節において予算の精査や入札減により見込まれる不用額を減額。

5目企画費では、既定額より376万8,000円の減額で、各節において予算の精査、経費節減等により見込まれる不用額を減額。

7目生活安全推進費では、既定額より3万円の減額で、予算の精査により見込まれる不用額を減額。

8目防災会議費では、既定額より2万円の減額となったところです。また、当初防災情報通信設備整備事業につきましては、配線等を多く伴うものと考え、委託料で計上しておりましたが、ほとんどが関連備品の購入が主なものとなることから、13節委託料から18節備品購入費に科目を変更したものであります。

9目バス転換関連施設維持管理費では、既定額より10万7,000円の減額で、経費節減等により見込まれる不用額を減額。

11目地域活性化生活対策事業費では、既定額より251万5,000円の減額で、15節工事請負費、18節備品購入費において入札の減により不用額を減額。

12目開拓100年事業費では、既定額より159万4,000円の減額で、事業確定に伴い見込まれる不用額を減額。

13目地域活性化経済危機対策事業費では、既定額より125万7,000円の減額で、各節において事業の確定に伴い減額及び追加補正をしたところであります。

14目地域活力基盤創造交付金事業費では、既定額に21万8,000円の追加となっておりますが、19節で天北線代替輸送バスの購入に係る町負担分の増によるものであります。

15目地域活性化きめ細かな臨時交付金事業費が新たに創設されたことに伴い新規に1億円を計上、うち一般財源として216万5,000円であります。13節委託料では森林作業道路網整備事業委託料ほか3事業で1,385万円を、15節工事請負費では森林作業道路網整備工事ほか8事業で8,615万円を計上するものであります。

2項1目税務総務費では、既定額より32万5,000円を減額するもので、予算の精査により減額するものであります。

4項4目衆議院議員選挙費では、既定額より55万2,000円の減額で、事業費確定により不用額を減額するものであります。

5項1目統計調査総務費では、既定額より19万8,000円の減額で、予算の精査により見込まれる不用額の減額。

6項1目監査委員費では、既定額より2万9,000円の減で、予算の精査により見込まれる不用額を減額。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費では、既定額より26万4,000円の減額で、予算の精査により見込まれる不用額を減額するものであります。

2目老人福祉総務費では、既定額より177万円の減額で、大きな要素は20節扶助費の減によるものであります。

4目障害者福祉費では、既定額より700万円の減額で、大きな要素は20節扶助費での減によるものであります。

7目地域福祉対策事業費では、19万4,000円の減額で、13節委託料で緊急通報

システム導入対象者数の減により減額するものであります。

2 項児童福祉費、1 目乳幼児医療費では、既定額より 80 万円の減額で、見込まれる不用額を減額するものであります。

2 目児童措置費では、既定額より 101 万 5,000 円の減額で、見込まれる不用額を減額。

3 目ひとり親家庭等児童特別対策費では、既定額より 35 万円の減額で、これも見込まれるひとり親家庭医療費の減によるものであります。

4 目児童福祉施設費では、既定額より 2 万 5,000 円の減額で、神社公園管理委託料を減額するものであります。

5 目保育所費では、既定額より 53 万円の減額で、予算の精査により見込まれる不用額を減額。

6 目こどもセンター費では、既定額より 17 万円の減額で、予算の精査により見込まれる不用額を減額。

7 目幼児クラブ費では、既定額より 8 万 3,000 円の減額で、予算の精査により見込まれる不用額を減額。

8 目地域子育て支援センター費では、既定額より 5 万 6,000 円の減額で、これも予算の精査により見込まれる不用額を減額。

9 目子育て応援特別手当給付事業費では、既定額より 145 万 2,000 円の減額で、給付事業の確定により不用額を減額。ただし、平成 20 年度より関係事務を行ってきましたが、事務費分として計上されていた事務において余剰が生じたため、その分を返還するため 23 節で新たに 4 万 6,000 円を計上したところであります。

4 款衛生費、1 項 1 目予防費では、既定額より 32 万 9,000 円の減額で、予算の精査により見込まれる不用額を減額。

2 目母子衛生費では、既定額より 3 万 9,000 円の減額で、18 節においてデジタル式乳児体重計購入費 6 万 1,000 円を新たに計上、20 節では見込まれる不用額を減額するものであります。

3 目環境衛生費では、既定額より 80 万円の減額で、主なものは 13 節でゴミ収集業務委託料 45 万 4,000 円の減で、ほか予算の精査により見込まれる不用額を減額。

4 目墓地火葬場費では、既定額より 6 万 5,000 円の減で、予算の精査により見込まれる不用額を減額。

5 目病院費では、既定額に 1 億 520 万 5,000 円を追加し、1 億 9,574 万 9,000 円とするものです。19 節で基礎年金拠出金公的負担分を初め、運営事業補助合わせて 7,086 万 9,000 円を追加、累積欠損金解消分として 300 万円、救急医療費分として 3,256 万 6,000 円をそれぞれ新規に計上したところであります。24 節では、医療機械器具購入、医師住宅整備事業での過疎債限度額の変更に伴う分で合わせて 150 万円の減額、単独備品購入分として 28 万 7,000 円を追加計上するものであり

ます。

6目診療所費では、既定額より12万2,000円の減額で、18節で不用額の減額。

7目老人保健費では、既定額より16万1,000円減額で、7節賃金ほか予算の精査により見込まれる不用額を減額、18節で栄養管理システム等を新規に計上するものであります。

8目地域保健対策費では、既定額より3万5,000円の減額で、予算の精査等により見込まれる不用額を減額。

6款農林水産業費、1項2目農業振興費では、既定額より26万円の減額で、事業の終了による不用額を減額するものであります。

3目畜産業費では、既定額より290万円の減額で、主な内容は13節で町営牧場管理委託料等で150万円を、19節で酪農ヘルパー利用組合運営補助等で123万円を減額するとともに、他の節においても予算の精査等により見込まれる不用額を減額するものであります。

2項1目林業振興費では、既定額より494万円の減額で、主な内容としては19節で21世紀北の森づくり推進事業補助金ほか414万3,000円の減額で、ほかは各種事業の終了に伴う予算の精査により見込まれる不用額を減額。

2目林道費では、既定額より183万円の減額で、各種事業の終了に伴う予算の精査により見込まれる不用額を減額。

7款商工費、1項2目観光費では、既定額より99万円の減額で、各節とも予算の精査により見込まれる不用額を減額。

8款土木費、1項1目土木総務費では、既定額より1万円の減額となりました。

2項1目道路維持費では、既定額より66万8,000円の減額で、各節とも予算の精査により見込まれる不用額を減額。

2目橋梁維持費では、既定額より10万1,000円減額で、予算の精査により見込まれる不用額を減額。

3項1目河川総務費では、既定額より9万7,000円の減額で、各節とも予算の精査により見込まれる不用額を減額するものであります。

4項1目旭台公園費では、既定額に6,000円の増加で、公園電気料の不足により追加するものであります。

5項1目住宅管理費では、既定額より53万2,000円の減額で、15節、入札減による減額、その他予算の精査により見込まれる不用額を減額するものであります。

2目住宅建設費では、既定額より243万8,000円の減額で、主なものは住宅建設助成金240万円の減によるものであります。

9款消防費、1項1目消防費では、既定額より96万7,000円の減額で、19節で南宗谷消防組合負担金の減額によるものであります。

10款教育費、1項1目教育委員会費では、既定額より3万円の減額で、予算の精査に

より見込まれる不用額を減額。

2目事務局費では、既定額より80万5,000円の減額で、各節とも予算の精査により見込まれる不用額を減額。

3目住宅管理費では、既定額より26万5,000円の減額で、予算の精査により見込まれる不用額を減額するものであります。

2項小学校費、1目学校管理費では、既定額より102万5,000円の減額で、主に18節で備品購入の入札の減により46万6,000円を減額、他の節では予算の精査により見込まれる不用額を減額。

2目教育振興費では、既定額より4万3,000円の減額で、20節扶助費の減によるものであります。

3項中学校費、1目学校管理費では、既定額より70万8,000円の減額で、主に18節で備品購入の入札により66万6,000円の減で、他の節については予算の精査により見込まれる不用額を減額するものであります。

2目教育振興費では、既定額より34万2,000円の減額で、20節扶助費の減によるものであります。

4項社会教育費、1目社会教育総務費では、既定額より88万6,000円の減額で、各節とも事業の終了や予算の精査により見込まれる不用額を減額。

2目町民センター費では、既定額より197万6,000円の減額で、町民センター渡り廊下の修繕については当初関係職員等で実施する予定でございましたけれども、当初見込んでいたよりも複雑な面が多く、職員による対応を断念せざるを得ないと判断し、実施しなかったことと予算の精査により見込まれる不用額を減額するものであります。

3目社会教育施設費では、既定額より23万4,000円の減額で、光熱水費の節約により不用額を減額するものであります。

4目多目的集会施設費では、既定額より7万6,000円の減額で、光熱水費等の節約により不用額を減額。

5目創作活動施設費では、既定額より7万円の減額で、予算の精査により不用額を減額するものであります。

5項保健体育費、1目保健体育総務費では、既定額より59万6,000円の減額で、各節とも予算の精査により見込まれる不用額を減額するものであります。

2目山村プール費では、既定額より21万7,000円の減額で、事業の終了により不用額を減額。

4目学校給食費では、既定額より107万2,000円の減額で、各節とも予算の精査により見込まれる不用額を減額。

11款災害復旧費、1項1目農業水産施設災害復旧費では、既定額より1万円の減額。

12款公債費、1項1目元金では、既定額に4,248万9,000円の増額で、23節で地方債償還元金の追加と補償金免除繰上償還分を新たに計上することによるものであ

ります。

2目利子では、既定額より265万2,000円の減額で、23節で地方債償還利子の減によるものであります。

13款諸支出金、2項2目特別会計繰出金では、既定額に3,655万7,000円を追加、自動車学校事業特別会計で793万4,000円を新規に計上、国民健康保険事業特別会計及び下水道事業特別会計にそれぞれ追加、介護保険事業特別会計と後期高齢者事業特別会計ではそれぞれ減額となったところであります。

3項基金費、1目畜産振興基金費では、基金積立金として17万8,000円を減額。

2目減債基金費では、基金積立金として5,000万円を追加。

3目財政調整基金費では、基金積立金として1億円を追加。

5目豊かな環境づくり基金では、基金積立金として5万円を追加。

13目ふるさと応援寄附基金費では、今年度寄附を受けた寄附金114万円を基金積み立てとして新規に計上。

14目地域生活緊急対策基金費では、基金積立金として6万円を新たに計上。

以上、既定額に3億7,199万円を追加し、歳出の総額を36億2,575万4,000円とするものであります。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。7ページ。1款町税、1項町民税、1目個人では658万7,000円の増額で、現年度課税分で退職所得、所得税所得更正に伴う住民税の更正に伴う実績見込みにより514万5,000円を増額し、滞納繰越分は額の確定により144万2,000円を追加するものであります。

2目法人では35万9,000円の減額で、現年度分では均等割額の減により51万5,000円の減額、滞納繰越分については額の確定により15万8,000円を追加するものであります。

2項固定資産税、1目固定資産税では111万1,000円の増額ですが、現年度課税分は償却資産の実績見込みにより67万6,000円を減額し、滞納繰越分は額の確定により178万7,000円を追加するものであります。

2目国有資産所在市町村交付金では7,000円の増額で、額の確定により追加するものであります。

3項1目軽自動車税では4,000円の増額で、現年度課税分は実績見込みにより2万6,000円を減額し、滞納繰越分は額の確定により3万円を追加するものであります。

6項1目入湯税では4万6,000円の減額で、現年度課税分の実績見込みにより減額するものであります。

2款地方譲与税、2項1目自動車重量譲与税では、収入見込みをもとに110万円を減額するものであります。

3款利子割交付金、1項1目利子割交付金とも収入見込みをもとに7万2,000円を減額。

4 款配当割交付金、1 項 1 目配当割交付金では、収入見込みをもとに 1 6 万 8, 0 0 0 円を減額。

6 款地方消費税交付金、1 項 1 目地方消費税交付金では、収入見込みをもとに 1 0 0 万円を減額。

7 款自動車取得税交付金、1 項 1 目自動車取得税交付金、2 目旧法による自動車取得税交付金とも収入見込みをもとに総額 5 5 3 万 6, 0 0 0 円を減額。

9 款地方特例交付金、1 項 1 目地方特例交付金では、収入見込みをもとに 2 6 1 万 9, 0 0 0 円を追加。

1 0 款地方交付税、1 項 1 目普通交付税では、算定結果に基づき 1 億 8, 9 8 4 万 9, 0 0 0 円を追加し、2 0 億 4, 3 6 9 万 6, 0 0 0 円とするものであります。

1 1 款交通安全対策特別交付金、1 項 1 目交通安全対策特別交付金では、収入見込みをもとに 4 9 万 9, 0 0 0 円を追加。

1 2 款分担金及び負担金、1 項 1 目民生費負担金では 3 0 1 万円の追加で、1 節保育所保育料で入所児の増により 2 0 1 万円の増、2 節老人福祉施設入所費負担金で 1 0 0 万円の追加であります。

1 3 款使用料及び手数料、1 項 1 目総務使用料では、それぞれ施設使用料の見込みで 1 8 万 5, 0 0 0 円の減額。

2 目民生使用料では、幼児クラブ保育料、児童クラブ指導料の収入見込みで 1 2 6 万 6, 0 0 0 円を減額するものであります。

3 目衛生使用料では、それぞれの施設使用料の収入をもとに 7 万 5, 0 0 0 円を減額。

4 目農業使用料では、町営牧場使用料を収入実績に基づいて 3 3 万円を減額。

5 目土木使用料では、道路使用料を初め公営住宅使用料等、各節について収入見込みをもとに 1 7 6 万 6, 0 0 0 円を追加するものであります。

6 目教育使用料では、既定額より 7 万 6, 0 0 0 円の減額で、各節におけるそれぞれの収入見込みをもとに追加、または減額するものであります。

2 項手数料、1 目総務手数料では 4 万 8, 0 0 0 円の増額で、各節における収入見込みをもとに増額、または減額をするものであります。

2 目衛生手数料では、既定額より 4 万 7, 0 0 0 円の減額で、各節におけるそれぞれの収入見込みをもとに追加、または減額をするものであります。

3 目農業手数料では、既定額に 4 万 8, 0 0 0 円の増額で、2 節において実績により 4 万 8, 0 0 0 円を追加するものであります。

1 4 款国庫支出金、1 項 1 目民生費国庫負担金では、既定額より 3 6 8 万 7, 0 0 0 円の減額で、各節の実績によりそれぞれ減額するものであります。

2 項 1 目民生費国庫補助金では、既定額より 1 3 3 万 3, 0 0 0 円の減額で、各節とも事業の確定によりそれぞれ追加及び減額をするものであります。

2 目土木費国庫補助金では、既定額より 1 4 万 9, 0 0 0 円の減額で、2 節において地

域住宅交付金の減額によるものであります。

3目教育費国庫補助金では、既定額より92万6,000円の減額で、各節とも事業の確定によりそれぞれ減額するものであります。

4目労働費国庫補助金では、既定額より11万円の減額で、事業費の確定に伴い減額するものであります。

5目衛生費国庫補助金では、既定額に35万円の増額で、新型インフルエンザ予防接種希望者の増により35万円を増額。

6目総務費国庫補助金では、既定額に9,673万円の増額で、2節及び3節においては事業の確定によりそれぞれ減額となりましたが、4節地域活性化きめ細かな臨時交付金は事業費の交付額確定に伴い、新たに9,783万5,000円を計上したところであります。

3項国庫委託金、1目総務費委託金では、既定額より55万4,000円の減額で、事業の終了に伴い減額となりました。

15款道支出金、1項2目民生費道負担金では、既定額より263万3,000円の減額で、各節におけるそれぞれの収入見込みをもとに減額補正となったところであります。

2項1目民生費補助金においても既定額より57万5,000円の減額で、各節におけるそれぞれの収入見込みをもとに減額をするものであります。

2目農林業費補助金では、既定額より261万円の減額で、各節における収入見込みをもとに増額、または減額をするものであります。

5目深地層研究施設周辺地域特別対策事業補助金では、補助確定に伴い新たに1,039万1,000円を計上するものであります。

3項道委託金、1目総務費委託金では、既定額に3万3,000円の増額で、各節における収入見込みをもとに増額、または減額をするものであります。

3目土木費委託金では、既定額に13万2,000円の増額で、河川管理委託金を初め各節とも実績見込みをもとに増額するものであります。

4目教育費委託金では、既定額より32万7,000円の減額で、学校支援地域本部事業委託金の確定に伴い減額するものであります。

16款財産収入、1項1目財産運用収入では、地域福祉基金利子で8,000円を減額。

2目財産貸付収入では、既定額より20万円の減額で、各節とも収入見込みをもとに減額及び増額をするものであります。

2項財産売払収入、2目物品売払収入では、既定額に29万8,000円の増額で、連結車庫の売払収入を追加したものであります。

3目生産物売払収入では、既定額に144万5,000円の増額で、1節で分収育林及び町有林等の売払収入を追加補正したところであります。

17款寄附金、1項1目一般寄附金では、開拓100年、町制施行60周年記念式典での志17万円を計上。

2目指定寄附金、1節総務費寄附金では、ふるさと応援寄附金6件で114万円、豊かな環境づくり寄附金1件で5万円の合わせて119万円を計上、2節民生費寄附金では介護福祉センター事業寄附金1件で50万円を新規に計上したところであります。

18款繰入金、1項1目天北代替輸送確保基金繰入金では、施設維持管理分での減額と代替バス運営費分の追加により40万4,000円を増額。

2目まちづくり基金繰入金では、当初繰り入れを予定していましたが、一般財源を充当したことにより全額を減額。

4目農林業活性化基金繰入金も同様の措置とし、全額を減額。

5目地域生活緊急対策基金繰入金では、基金利息分6万円を追加計上。

19款繰越金、1項1目繰越金では、前年度繰越金724万4,000円を追加計上したものであります。

20款諸収入、1項1目預金利子では、預金利子分26万4,000円を追加計上。

2項2目中小企業融資貸付金収入では2万円の減額ですが、説明欄では26万4,000円減となっておりますが、2万円の……申しわけありません。説明欄で26万4,000円の減額となっておりますが、2万円の誤りとなっておりますので、大変申しわけありませんが、訂正をお願いしたいと思います。

3項1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入では、収入見込みをもとに10万6,000円の減額補正。

5項1目雑入では885万6,000円の増額で、内容は電気料ほか収入見込みをもとに追加、減額及び新規に計上したところであります。

21款町債、1項町債では8,270万円の追加で、各目とも地方債補正で説明させていただきましたので、省略をさせていただきたいと思います。

以上、既定額に3億7,199万円を追加し、歳入総額を36億2,575万4,000円とするもので歳入、歳出のバランスをとっておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いをいたしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 一般会計補正の説明が終わりましたので、ここで2時半まで暫時休憩にいたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時30分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

21年度一般会計補正予算の説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑ありませんか。

柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） まず、繰越明許費で、森林作業から歯科診療所までの8件について

ては支出のほうで確認できたのだけれども、上の2本がどこにあるのかちょっとわからないので、それをお聞きしたいのと、それから寄附金で全部で4本あるのですが、それぞれ今総額でどれぐらいあるか、それからこれらの寄附金の用途についてどう考えているのかお聞きしたいというふうに思います。

それから、あと1点、小さなことなのですけれども、ちょっと今22年度の予算書を持ってきていないので、わからないのですが、町民センターの渡り廊下で、思ったより構造が複雑なので、当初職員でやろうと思ったけれども、できなかったということなので、22年度、ではその補修の計画を持っておられるのかどうか。

以上、ちょっと3点お聞きします。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） まず、1点目の繰越明許費の防災情報通信設備購入事業でありますけれども、これは防災費の中で、23ページの8目防災会議費の中の18節備品購入費で防災情報通信設備購入費197万1,000円、これが繰越明許費の部分になっております。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課参事。

○産業建設課参事（中原直樹君） 繰越明許費の松音知水道管布設事業、事業費5,682万4,000円でございますけれども、ページ数でいくと25ページでございます、地域活性化臨時交付金のほうで実施している事業でありまして、全体では8事業ございますけれども、そのうち7事業は完了しておりまして、残っているのがこの松音知の配水管の布設がえ事業でありまして、これについて繰越明許費で行うということで、きょう正誤表で訂正ありますけれども、工事請負費で242万5,000円追加ということでございます。あと、補償補てんで200万円減額をして、当初で240万組んでいたもので、残り40万円の補償補てん、補償補てんについては草地補償でございまして、それらを繰越明許で実施するというところでございます。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 町民センターの渡り廊下なのですが、説明したとおり当初自前で手直ししたいということで予算計上させていただいたのですが、それも100周年にあわせた形で外見をきれいにしたいという思いもあったのですが、自前の職員や賃金を使ってはちょっと難しいということで断念しましたが、その部分については平成22年度の予算には計上しておりません。今後どうするのかというところですが、とりわけ体育館に水道もなかったものですから、体育館に水飲み場もなかったものですから、水飲み場を設置させていただいて、そして渡り廊下の部分については今後できるだけ使えるだけ使う中で対応していきたいという考えでおります。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 寄附金の関係でありますけれども、豊かな環境づくりの関係であります、今回の積み立て寄附金の部分を合わせまして211万3,406円の積み

立て額になっております。また、ふるさと応援寄附金でありますけれども、21年度分も含めて505万円の積み立て額になっております。

なお、これらの使い道ということについてのお話でありましたけれども、前にもこの基金をつくったときに、それぞれふるさと応援寄附につきましては幾つかの項目に分かれておりますので、その中で指定された事業で事業をするという考え方で今後も内部の中で十分協議をして、使い道を検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹内義博君） 介護福祉センターの事業寄附金でございますけれども、これは指定寄附金ということであり、この寄附金を充当したのは、備品ではデジタル式乳児体重計ということで今回計上させていただいております。30ページの備品のところに計上しておりますけれども、現在これがないということから、この寄附金で購入したいと。それと、31ページの下の方に備品購入費ということで栄養管理システム、それから特定保健指導管理システム、ミーティングチェア、リハビリ専用のいすでございますけれども、今はパイプいすを使っているものですから、パイプいすでのリハビリとなると危険性があるということから1台購入させていただきたいということで、合計で50万という予算計上をさせていただきました。

以上です。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） まず、町民センターの渡り廊下なのですけれども、今の次長の説明を聞くと特に改修する必要性は余り当初なかったのかなという、ちょっとそんな気がするのだ。100年にあわせて何か飾ろうかみたいな感じがしたので、そんな程度だったのかなという気がちょっとするので、そこら辺はどうなのでしょうかと。本当に後々までまだまどもつのかどうか、そこら辺お聞きしたい。

それから、ちょっと竹内課長に言いたいだけけれども、やっぱり寄附金で買ったものは当初説明していただくのが筋ではないかなと思うのだ。町の予算でこういうふうにお金を使ったよというのならいいけれども、今説明されたのはこの寄附された人の善意でそれを購入したわけですから、これとこれとこれはこの寄附を活用させていただきましたという説明はちょっとしてほしかったなというふうに思います。それは、今後そういうものはまた特別にやっぱり説明すべきものだと思いますので、気をつけていただければなというふうに思います。

質問なのですが、きめ細やかな臨時交付金で、13日の所管事務調査では1億6,000万円、それが精査して18日で1億900万、それで今回が約1億ということになっているのですけれども、精査したのと金額は変わらないのだけれども、中身は大分変わっているのかなというのでちょっと照合しているのですけれども、18日が出された内容からどういうふうに精査をかけて、かけているのだと思うのだ。中身は変わっているのがあるのでないかなと思うので、そこら辺ちょっと説明してもらえますか。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 町民センターの渡り廊下なのですが、現状としては壁がちょっと落ちる状況でありまして、また春先の雪解け時には中のほうに水が入る状況でありましたので、改修は必要だということで、余り経費をかけないで当初自前でやりたいということで予算計上させていただいたのですが、実質いざやろうという段階でちょっとなかなかその部分でいくと技術的な問題を含めて難しいという状況になりましたので、断念いたしました。

また、今後利用度の面からすると若干渡り廊下を使ってする、冬期間やっぱり必要なことは必要なのですが、利用度も余り頻繁にはございませんので、体育館に水道をつけることによって町民センター側のほうにもふだん行かなくても利用できるような状況がありますから、今後はできるだけそういうような状況の中で使えるところまで使っていくと。どのぐらいもつのかというのは、ちょっと何とも言いがたいのですが、もたせるところまでもたせながら、また壁が完全に全部落ちてしまうと相当見ばえが悪いので、そのときまたどういうふうにするかを検討していきたいと思っています。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 各項目の精査につきましては、細かいところにつきましては後から担当のほうから各所管から補足していただければと思いますけれども、当初きめ細かな臨時交付金事業について一番最初に説明をさせていただいたときにつきましては、住宅の解体とかというものについては対象になるかならないかちょっとわからなかったということがありまして、上げていたのですけれども、最終的には建てかえを伴わない解体については対象外であるということがわかりましたので、小頓別小中学校の教員住宅の解体等の事業については整理をいたしまして、公営住宅等の改修のほうの事業のほうに当て込んで、単純な解体ではなくて改修を伴うものという中でまとめております。それとあと、医療機器の整備につきましても備品購入は対象外ということからこれらの事業についても除外をしております、当初小頓別小中学校の教員住宅解体事業と、それから医療機器の整備事業、この2本については対象外ということで、事業としては除外をされております。あと、その他につきましては、事業内容の若干の修正があったと思います。特に2次配分がどうなるかということがわからない状況の中で事業費を組んでいたというところでありまして、想定よりもかなり多く2次配分をいただくことができましたので、森林作業道の路網整備事業について金額を調整するとしておりましたけれども、その事業費として4,576万5,000円を組んでおります。ただ、この中で一部常任委員会等からご意見があったエゾヤマザクラ周辺の整備というものについては除いて、基本的に森林作業道の路網整備というものだけに事業費を精査して計上しているというところであります。

○議長（石神忠信君） 小林課長、この間の説明では1億九百何ぼのやつは24本の事業出ていたのだよね、説明。それが今回9本だから、そこのどれとどれを落として、どれと

どれを採用したということを言ってくれればいいのです。この間24本の説明はみんな知っているのだ。だけれども、そのうち9本しか今回対象になって……8本か。だから、それを言ってくれればいいのだ。

(何事か呼ぶ者あり)

○まちづくり推進課長(小林生吉君) 右肩に別紙1と書いてある資料ですね、ごらんになっているの。1番については作業道整備で計上されています。項目としてだけです。2番、3番につきましては、2番、3番のかえで団地、それから小頓別小中学校の教員住宅解体については先ほど言いましたように解体事業ということで除外をしております。それと……

(何事か呼ぶ者あり)

○まちづくり推進課長(小林生吉君) 別紙2という……

(「別紙2だ、別紙2で……」と呼ぶ者あり)

○まちづくり推進課長(小林生吉君) それでさっき言いましたようにそのうちの3番と9番を落としていると。

(何事か呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) それで8事業だものね。

○まちづくり推進課長(小林生吉君) それで、きょう配った資料の中でもかえで団地の公営住宅の解体ということについては、解体だけでは対象外ということになりますので、改修部分も含めてきょう配った2番の公営住宅等整備事業の中に含めるという形になっています。

(「きょうの資料の2番、公営住宅の中の③、④は解体ですけど、これは何ともないんですか、対象になるんですか。きょうの2の公営住宅整備事業の③、④はどちらも解体のみで書いてあるんですが、これは」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 町長。

○町長(野邑智雄君) 事業を細かくするといろいろな矛盾点が出てくるので、言えば公営住宅であれば公営住宅等の整備事業ということでまとめさせたと、こういうことで何とかこのきめ細かな臨時交付金でやるように努力をしたと、こういうことでご理解をいただければと思います。

○議長(石神忠信君) 本多さん。

○2番(本多夕紀江君) 歳出のほうで伺いたいのですけれども、企画費の中で地域づくり研修会、それから新エネルギー関係のところで減額がかなり大きくなっていると思うのです。新エネルギーのほうは、総予算の1割を超えるぐらいの減額になっているのではないかなと思うのです。地域づくり研修会も講師謝金だとか講師旅費とか大きい減額になっているのですが、この2つ、事業の……

○議長(石神忠信君) 本多さん、ページ数をお願いします。

○2番（本多夕紀江君） 済みません、21ページです。歳出の21ページです。この2つの事業の今年度の21年度の目標はこの減額でも達成できたのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） まず、地域づくり研修会でありますけれども、予算額が3本の事業で90万、これに対して執行額が68万5,000円ということで21万5,000円減額をさせていただいております。3本の事業のうち2本については所定の予定どおり実施をしておりますけれども、費用がかからなかった分を減額をしています。そのうちの1本なのですけれども、総合計画をめぐっての職員研修会という位置づけで想定した事業なのですけれども、当初2回の開催を予定しておりましたけれども、事務方のほうでも作業が回らなかったことや講師との調整がうまくつかなかったということから実施ができなかったということで1回分を削減したということで、そういう経費が減額になっております。

それから、地域新エネルギービジョンの関係でありますけれども、これは総額で600万の予算に対して今回補正をさせていただいたのは80万、総額で80万減額で520万ほど減額をするということになっています。このうち30万につきましては、調査委託料の入札による減であります。あと、先進地の視察などについても見込んでいたのですけれども、なかなか皆さんお忙しいということで参加者が少なかったというようなこと、それとあわせて最後に報告書を今作成しているところでありますけれども、その印刷代金でも20万円ほど減になっているということでもあります。ただ、こちらの事業につきましては、目的どおりの事業は執行されておまして、今申し上げたような事情による不用額の減額をしたということでもあります。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 地域活性化きめ細やかな臨時交付金の関係で、ちょっと概括的に伺うのですが、ここへ決まった総額の予算の1億というのは固定されたものなわけですか。先ほど取りやめたものもあるといいながら、さらにやるべきものもあったのだけれども、やれなかったのか、いわゆる総枠の中でしか動けないという状況だったのか、交付金対象になったけれども、なるのだけれども、やれない事業もあったと理解していいのですか。例えば歯科診療所の玄関の修復なんていうのは随分出ていた議題なのだけれども、さっぱりこういったこと出てこないし、桜の話はあんなものに160万とか何ぼとかと言っていたけれども、あれやるのだったら周曆ですか、あそこの鉄道林の中の巨木があるところをもう少し見やすくするような道路ぐらいつくるようにしたらいいのではないかとかいろいろ議員の中にもあったのです。だけれども、そういうものはとうとうのらずじまいで、これで終わるようになるのか。また、先ほどちょっと気になったのは、町民センターの渡り廊下だってここでやれなかったのか、100万かかるのか150万かかるのかわからないけれども。こんなことでこのきめ細やかな使い方として納得できるものであるのかどうかちょっと企画した人の考え方を聞きたいのです。まだやる事業、対象になってやれる事業

あるのだけれども、総枠の中でそれは控えたのだということであればこれまたやむを得ない、あとは順位の問題ですけれども、そういったところちょっともう少し説明してください。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 今回の事業につきましては、当初の1次配分が7,600万余というところで考えておりました、2次配分についても正直こんなに多く想定していなかったということから、当初計画をした事業の中からどうしても対象外になる先ほど言いましたような病院の機器とかというのは除外いたしましたけれども、その中で事業費の最終的な事業項目、事業費の確定をさせていただいているところです。それぞれご指摘をいただいた、ご意見をいただいている点については、今回の事業の中では少なくとも精査をして、その必要性等を検討して差しかえるというような経過にはなっていません。今後については、それぞれの所管ごとに言われた事業等の必要性を考えた上で事業化を検討していくものというふうに考えます。するかしないかを含めて検討していくものというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 今のきめ細かな臨時交付金ですけれども、地域活性化きめ細かというからにはやはり住民の生活とか暮らしに深くかかわるようなものではないかという、その内容が、事業の内容、そういう気がしているのですけれども、森林作業道、これも大切だとは思いますが、公営住宅の解体も大切かもしれませんが、そういうところを少し減らしながらもやはり住民の利便性が高まるようにとか、不自由なところがなくなるようにという、そういうような考えはできなかったのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） きめ細やかな交付金につきましては、基本的に森林整備等重点の4項目の例示があって、その上で今ご指摘がありましたようにふだんできない維持補修などきめ細かな、特に地元での受注が可能というようなことも含めて、そういう公共事業を発注しようという趣旨でありました。当然我々各担当においてそういう趣旨を踏まえて事業を洗い出してまとめたというふうな考え方をしております。ただ、もっとこういう事業、ああいう事業というふうにご意見があるのも十分理解はいたしますけれども、考え方としてはその辺ちゃんと踏まえた上で一応、一応というか、やったということでぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） 報酬等々であれば……

○議長（石神忠信君） 何ページ。

○1番（西原央騎君） 済みません、ちょっと待ってください。等々であれば気にならないところなのですが、例えば35ページ、体験観光インストラクター業務委託料、これ賃金に影響する部分かなと思うのですが、これで大体10万ほどの減があったり、あと例え

ば39ページの地域コーディネーター賃金というのも20万近い減があったり、あとほかにも、例えばという部分ですが、学校給食費の中で臨時調理員の賃金で30万ほどですか、の減があったりということなのですが、これはいろいろ整理する中で減なのでしょうが、1人にかかわるようなものなのか、たくさんいる中での減なのかをちょっと3点について確認したいのですが、もし1人にかかわるようなことについて10万、20万の大きな減額があるならなかなか大変になってくるのではないかなと思うのですが、この3点ちょっと確認できますか。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 最初の体験観光インストラクター業務の委託料につきましては、当初予算の段階で協議した後、最終的に諸経費の部分を若干削るというようなことで委託料全体で10万減額になっていきますけれども、インストラクターにかかわる人件費の部分については、当初の予定どおり前年度と同額でこの中に含まれていたということでございます。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 39ページの地域コーディネーターの関係なのですが、ちょっと当初予算作成段階で賃金単価の部分を前年度額の賃金単価にしていたのですが、この賃金単価の部分をちょっとちよさせていただいて、その部分の単価変更に伴って額が落ちた部分です。当初115万2,000円見ていたのですが、96万円に抑えていったと。日数的には変わらないのですが、単価の金額を調整させていただいたと。

それから、給食センターについては、3名の臨時職員の賃金の給食センターの改修に伴った部分で2週間ほど休みましたので、その分の減です。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第28号 平成21年度中頓別町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号 平成21年度中頓別町一般会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第12、議案第29号 平成21年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第29号 平成21年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算につきましては、浅野自動車学校長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 浅野自動車学校長。

○自動車学校長（浅野 豊君） 議案第29号 平成21年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

本補正予算につきましては、第1表、既定の歳入歳出予算の総額に43万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,400万9,000円とするものでございます。

初めに、4ページの歳出についてご説明いたします。1款総務費、既定額に43万9,000円を追加し、3,400万9,000円とするものであります。1項総務管理費、1目一般管理費とも同額でございます。内容といたしましては、4節の共済費17万2,000円の追加です。これは、臨時職員が1人ふえたことによる社会保険料でございます。7節の賃金、これも同じように職員が1人ふえたことによるものでございます。9節旅費、これは不用額を減額したものです。それから、交際費、これも不用額。それから、役務費、くみ取り料ほか不用額と思われるものを減額したものです。委託料も不用額を減額したものです。頓別川の河川敷地賃借料は、これは想定よりも値上がりしなかったものから、これも余った分を減額したものです。公課費24万円の減額、これ前年度の収入が教習生が少なく収入が少なかったものから、これも減額をしたものです。

したがって、歳出合計、既定額に43万9,000円を追加し、3,400万9,000円とするものでございます。

続きまして、3ページの歳入についてご説明いたします。1款使用料及び手数料、既定額から979万円を減額し、2,163万6,000円とするものであります。1項使用料、1目自動車学校使用料とも同額でございます。内容としましては、普通自動車授業料705万円の減額、検定料20万円の減額、冬期割り増し、暖房料ほか16万8,000円減額、教本ほか27万3,000円減額、大型特殊の教習生授業料が196万8,000円の減額です。それから、技能補修料も13万1,000円の減で、合計979万円の減額になっております。

それから、2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、これは229万5,000円の追加です。これは前年度の繰越金でございます。

それから、4款の繰入金につきましては793万4,000円を新たに追加したものです。これは、教習生が予想以上に伸び悩んだことにより収入減でございます。

以上、したがって歳入合計、既定額に43万9,000円を追加し、3,400万9,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

す。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。ありませんか。

柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 補正の内容はわかりました。ですが、今後の見通しというか、着実に対象学生というのは減ってきているわけで、これで繰越金が入って793万の繰入金ということですので、今年度最後繰越金が出るのか出ないのかちょっとわかりませんが、おおよそ約1,000万円ということになるのかなと、マイナスが。ちょっと学校長に聞くのも答弁も大変つらいかなと思うのですが、次年度で何がしかのいわゆる対策をこれを圧縮できるような政策的なものがあるのか、あるいは受講者の見込み等も明るいものがあるのかどうか、ちょっとその点をお聞きしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 浅野自動車学校長。

○自動車学校長（浅野 豊君） まず、1点目なのですが、来年度につきましては、正職員が1名減になります。そのことによる人件費が概算で3分の2くらいは減るのでないかなと、1人分のです、1人分の中の3分の2くらいは減るのでないかなというのがまず1つあります。

それから、もう一点は、生徒増の関係なのですが、これほどこの自動車学校も苦しいものですから、地方のほうにずっと手を伸ばしてきている都会の学校があるわけです。そういったことで、せんだっても旭川方面の支部会議におきましてそういうことの話し合いをしました。それで、一応都会の、旭川の自動車学校になるのですけれども、地方に対して共存共栄を図っていくということで余り積極的に募集はしないというようなことを一応確約はいただいております。どこまでそれは信頼できるかどうかはわかりませんが、そういう一応手は打って、確約をその会議の席上でしてはあります。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 校長以下皆努力していることはわかるのだけれども、従来のやり方でいくと見込めない予算まで組んだ予算方式をとっていた。それから脱皮して、現実的な路線に入ってきたのですよね。ところが、ここでまた979万見込み違いが出た。これは、当初からの見込み違いを目指した数字だったのではなかったと思うのです。現実というところのぐらいいいでしょう、30名くらいでしょうか、人数足りないの、予定と。その辺が今後それをどう、ほかの教習所に来ないでくれではこれは全然積極的な経営とは言えないので、それぐらいいい手だてを聞いているのです、基本的には。だから、どういう方法でやる方がいいのか。これ教習する側の人数は変わらないわけでしょう。変わらないと思うのです。やめさせるわけではないと思うのです。だとすると、若干でも教習料を安くして多く集めるとか、または特性を生かした何かをするというような積極策を出さないと、募集に来ないでくれではこれ絶対解決しない問題だと思うから、その辺何かありますか。

○議長（石神忠信君） 浅野自動車学校長。

○自動車学校長（浅野 豊君） 教習生をふやす方策なのですけれども、はっきり申しましてこれといった積極的なものは今現在はありません。金額的な料金的なことではいいますと、中頓別の自動車学校は平均的な価格でして、特に高いわけでもありません。また、安いわけでもなく、本当に平均的な価格です。今全道的に教習料金を上げるというような傾向にあるのです。そういうことで、料金を安くしてというような今考えはないです。

例えばことしも予定としましては高校生の数が多かったのです。昨年から比べるとかなり多いのです。例えば浜頓別高校でいいますと、昨年は49名でした。49名中29名免許取得に来ておりますから、パーセントでいうと6割近くの方が免許取りにこられたと。そういうようなことから、ことしもそういう予定を組んでいたのですけれども、ことしは75名の生徒さんに対し29名です、今のところ。ですから、パーセントにすると38%ぐらいなものですから、そこでちょっと減ったということなのです。これから先どのようにして教習生をふやすか、これいろいろこれから方策を練って頑張るしかないのではないかと、そういうふうに考えております。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第29号 平成21年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号 平成21年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第13、議案第30号 平成21年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第30号 平成21年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、竹内保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹内義博君） 議案第30号 平成21年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

それでは、1ページをお開きください。平成21年度中頓別町国民健康保険事業特別会

計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,265万6,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,909万1,000円とする。

6ページをお開きください。歳出の事項別明細からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額から10万円を減額し、263万7,000円とするもので、レセプト点検の賃金で不用額が生じたものでございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、2目退職被保険者療養給付費では、既定額から907万9,000円を減額し、1,114万7,000円とするもので、退職被保険者療養給付費の決算見込みにより減額するものでございます。

3款後期高齢者支援金、1項1目後期高齢者支援金では、既定額に4万9,000円を追加し、2,987万4,000円とするもので、後期高齢者支援金の増額により決算見込みで予算不足が見込まれることから追加補正をするものでございます。

4款前期高齢者納付金、1項1目前期高齢者納付金では、既定額から1万円減額し、8万2,000円とするもので、決算見込みで不用額が見込まれることから減額するものでございます。

5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金では、既定額から67万8,000円減額し、398万円とするもので、老人保健医療拠出金の減により決算見込みで不用額が見込まれることから減額するものでございます。

6款介護納付金、1項1目介護給付金では、既定額から24万9,000円減額し、1,219万6,000円とするもので、介護給付金の減により決算見込みで不用額が見込まれることから減額するものでございます。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金では、既定額から299万9,000円減額し、3,693万円とするもので、1項高額医療費拠出金では既定額から47万3,000円減額し、794万2,000円とするもので、高額医療費拠出金の減により決算見込みで不用額が見込まれることから減額するものです。

2目保険財政共同安定化事業拠出金では、既定額から252万6,000円減額し、2,822万8,000円とするもので、財政共同安定化事業拠出金の減により決算見込みで不用額が見込まれることから減額するものであります。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費では、既定額から50万円を減額し、107万6,000円とするもので、特定健康診査等事業負担金の減により決算見込みで不用額が見込まれることから減額するものであります。

2項保健事業費では、既定額に13万7,000円を追加し、122万7,000円とするもので、1目保険事業推進費では既定額に20万円を追加し、73万3,000円とするもので、インフルエンザ予防注射負担金として一般会計に繰り入れるもので、65歳から74歳までの国保に該当する人がインフルエンザ予防接種を受け、支払われた金額の

2分の1が北海道特別調整交付金で交付されることから国保会計負担分、北海道特別調整交付金分等を追加補正するものであります。

2目ヘルスアップ事業費では、既定額から6万3,000円を減額し、49万4,000円とするもので、当初保健指導ソフト改訂版を購入した場合全額補助されることから予算を計上しておりましたけれども、補助対象外となったことから減額するものでございます。

9款諸支出金、2項繰出金、1目直営診療施設勘定繰出金では、既定額に77万3,000円を追加し、678万2,000円とするもので、直営診療施設繰出金の決算見込みにより予算不足が見込まれることから追加補正するものであります。

歳出合計、既定額から1,265万6,000円減額補正し、歳出合計を3億3,909万1,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。歳入についてご説明します。2款国庫支出金では、既定額に265万円を追加し、9,131万6,000円とし、1項国庫負担金、1目療養給付等負担金では、既定額から322万3,000円を減額し、6,226万2,000円とするもので、決算見込みにより一般被保険者療養給付費分では405万7,966円の減額、老人保健医療拠出金負担金分では113万5,000円の追加、後期高齢者支援分では28万5,751円の減額、介護給付金分では1万4,534円の減額補正するものでございます。

2項国庫補助金、2目財政調整交付金では、既定額に587万3,000円を追加し、2,645万6,000円とするもので、決算見込みにより普通調整交付金分では365万円の追加、老人保健医療拠出金財政調整交付金では35万6,000円を新規、それから後期高齢者支援分では155万8,000円の追加、介護給付金分では11万円追加補正し、特別調整交付金では19万9,000円を追加補正するものでございます。

3款療養給付費交付金、1項1目療養給付費交付金では、既定額から777万2,000円減額し、1,497万6,000円とするもので、決算見込みにより退職被保険者療養給付費交付金で777万2,000円減額補正するものでございます。

4款前期高齢者交付金、1項1目前期高齢者交付金では、既定額から1,315万8,000円減額し、8,484万2,000円とするもので、決算見込みにより減額補正をするものでございます。

5款道支出金、2項道補助金、1目調整交付金では、既定額から868万7,000円を減額し、1,143万5,000円とするもので、決算見込みにより減額補正するものであります。

6款共同事業交付金、1項共同事業交付金では、既定額に227万円を追加し、3,724万8,000円とするもので、1目共同事業交付金では決算見込みにより311万4,000円を追加補正するものであります。

2目保険財政共同安定化事業交付金では、決算見込みにより84万4,000円を減額

補正するものであります。

7款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金では、既定額に4万1,000円を追加し、1,636万3,000円とするもので、決算見込みにより4万1,000円を追加補正するものであります。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、既定額に1,200万円を追加し、2,749万5,000円とするもので、決算見込みにより追加補正するものであります。

歳入合計、既定額から1,265万6,000円を減額補正し、3億3,909万1,000円とし、歳入歳出のバランスをとらせていただいております。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第30号 平成21年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号 平成21年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第31号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第14、議案第31号 平成21年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第31号 平成21年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算につきましては、竹内保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹内義博君） 議案第31号 平成21年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

それでは、1ページをお開きください。平成21年度中頓別町老人保健事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136万

9, 000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ377万8, 000円とする。

5ページをお開きください。歳出の事項別明細からご説明いたします。3款諸支出金、1項償還金、1目償還金では、既定額に136万9, 000円追加し、247万4, 000円とするもので、国庫負担金過年度精算償還金109万5, 000円、道負担金過年度精算償還金27万4, 000円を予算計上するものであります。

歳出の既定額に136万9, 000円を追加し、377万8, 000円とするものであります。

それでは、4ページをお開きください。歳入についてご説明いたします。5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金では、既定額に136万9, 000円を追加し、247万4, 000円とするものです。

歳入の既定額に136万9, 000円を追加し、377万8, 000円とし、歳入歳出のバランスをとらせていただいております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第31号 平成21年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号 平成21年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

ここで3時40分まで暫時休憩にいたします。

休憩 午後 3時31分

再開 午後 3時40分

○議長（石神忠信君） では、休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第32号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第15、議案第32号 平成21年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第32号 平成21年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきましては、青木国保病院事務長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 青木国保病院事務長。

○国保病院事務長（青木 彰君） 議案第32号 平成21年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページをごらんください。第1条、総則、平成21年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出、収入について既決予定額に1,096万1,000円を追加して4億7,781万7,000円とするもので、支出については687万7,000円を追加して4億7,373万3,000円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出、収入について既決予定額から239万9,000円を減額して4,721万6,000円とし、支出については246万6,000円を減額して6,949万8,000円とするもので、収入が支出に対して不足する額2,228万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものです。

2 ページをごらんください。第4条、企業債、起債の限度額を1,090万円から940万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

第5条、他会計からの補助金、既決予定額に1億520万5,000円を追加して1億9,574万9,000円とするものです。

第6条、棚卸資産購入限度額ですが、既決予定額に1,231万円を追加して8,130万7,000円とするものです。

内容についてご説明をいたします。事前にお配りをしてあります資料、年度別収支の決算状況及び3月補正予算説明資料、ございますか。そちらで説明をさせていただきたいというふうに思います。A4の4枚つづりでございます。その2ページ目をまずごらんさせていただきたいと思います。収益的収支の収入の部分でございます。病院事業収益、補正額1,096万1,000円を追加して、補正後の額4億7,781万7,000円とするものです。主な内容についてご説明をいたします。入院収益ですけれども、939万7,000円の減額で、入院患者数の減、それから入院基本料ですけれども、特別入院基本料ということで15対1入院基本料を11月から見込んでおりましたけれども、実際には12月から15対1入院基本料にということで939万7,000円の減を予定しております。

それから、外来収益ですけれども、外来収益につきましては外来単価等の増、あるいは薬剤、検査収入等の増により2,343万4,000円の増を見込んでおまして、1億4,007万4,000円という考え方をしております。運営費分につきましては、他会計負担金あるいは補助金のほうに移行してございます。

続いて、他会計負担金ですけれども、救急医療分ということで今年度から組みかえをさ

させていただきます。監査の指摘等もあって、地方公営企業法に沿って今年度から組みかえをするということで、救急医療分、交付税、救急告示分として算入していただいておりますけれども、3, 256万6, 000円を負担金として計上させていただきました。

続いて、医業外収益ですけれども、7, 042万7, 000円の増額ということで、補正後1億3, 154万1, 000円とさせていただきます。他会計補助金あるいは他会計負担金のところですが、これも公営企業法に沿って組みかえをさせていただいております。大きなところでいえば他会計補助金の運営費5, 000万については負担金のほうということで減額をしております。他会計負担金のところですが、運営費分ということで交付税範囲内で5, 705万1, 000円、交付税外として6, 114万3, 000円を追加させていただきました。

それから、特別利益ですけれども、固定資産売却益として職員住宅の売却がございました。120万円の売却のうち残存価格がございましたので、それを差し引いて108万4, 000円を収益的収支の収入で受けたということでございまして、残存価格の残り11万5, 930円につきましては、後ほど説明しますけれども、資本的収支の収入で受けたということでございます。

その他特別利益につきましては、健全化計画による累積欠損金解消分ということで300万円追加させていただきました。

続いて、3ページ、費用のほうについてご説明をいたします。病院事業費用、補正額687万7, 000円ということで、補正後4億7, 373万3, 000円ということになります。主な内容でありますけれども、給与費のところであれば看護師等の変動による減、あるいは研修医師賃金、あるいは看護師等の師長代理の賃金ということで精査をして、合計で214万円の減額ということになります。

続いて、材料費ですけれども、薬品費で890万円の追加をさせていただきました。腹膜透析が12月から始まったこと、あるいは糖尿病患者さんが多くなってきているということで薬剤等の増、そういったものが大きな要因になっております。それと、診療材料費ですけれども、新型インフルエンザワクチン、あるいは腹膜透析が12月から始まったことにより診療材料費も伸びてございまして、379万円を追加させていただいております。

続いて、経費ですけれども、382万1, 000円の減額とさせていただきます。主な内容につきましては、旅費、交通費ですけれども、今後の医師確保対策に係る旅費の追加を急遽させていただきました。燃料費のところであれば重油の単価が落ちておりましたので、精査により減額としております。あと、修繕費につきましては、医療機器等も更新をしたというようなこと、あるいは車両も新しく更新したということにより修繕費の減とさせていただきます。それから、賃借料につきましては人工呼吸器等、重篤患者さんが少なかったことということもあって減額をしております。委託料につきましても医療機器の新規導入、CT等の更新によって保守料がかかりませんでしたので、減額とさせていただきます。

資産減耗のほうですけれども、151万4,000円ほど追加をさせていただきました。レントゲンテレビを新しくさせていただきましたので、その分の追加が主な内容であります。

医業外費用のところすけれども、136万6,000円減額させていただいておりますが、医師看護師養成費のところ今年度新規で大学卒8万円の12カ月分、1年分を予定しておりましたが、残念ながら採用に至りませんでしたので、減額とさせていただきます。

1ページにちょっと戻っていただきたいのですけれども、全体的な状況をお知らせをしたいと思います。収益合計4億7,781万7,000円ということで、費用合計4億7,373万3,000円ということで、単年度損益だけでいえば408万4,000円の利益、黒字という決算を見込んでおりますけれども、運営費分、まず収支でいけば1億3,400万8,000円ということで、当初予算から見て687万2,000円ほどいい状態に終わるかなというところでもあります。単年度収支、資産関係分も含めて1億6,017万2,000円の赤字を見込んでおりますけれども、これも当初予算から見て647万6,000円ほどいい状態となるかなというところでの補正であります。

続いて、4ページ目、資本的収入及び支出についてご説明をいたします。まず、資本的支出のほうですけれども、246万6,000円の減額とさせていただきます、6,949万8,000円でございます。医療機器、あるいは医師住宅の建築に伴う入札減等による減額補正でございます。

続いて、資本的収入でございますけれども、239万9,000円の減額で、4,721万6,000円ということで、支出のほうでご説明をしました医療機器、あるいは医師住宅建設に伴う借入れ、収入等の減額補正であります。それと、固定資産売却代金ですけれども、収益的収支のほうでご説明しましたけれども、職員住宅の売却益の残存価格分をここで売却代金として計上させていただきました。

資本的収入から資本的支出を差し引き、不足額2,228万2,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金で補てんをさせていただくものです。

以上、説明といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第32号 平成21年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号 平成21年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第16、議案第33号 平成21年度中頓別町水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第33号 平成21年度中頓別町水道事業特別会計補正予算につきましては、産業建設課中原参事に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課参事。

○産業建設課参事（中原直樹君） 中頓別町水道事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。議案第33号でございます。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ276万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ7,901万5,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明をいたします。5ページをお開きください。1款水道費、1項総務費、1目一般管理費につきましては、既定額から173万3,000円を減額し、3,062万8,000円とするものでございます。補正の内訳につきましては、3節職員手当等、4節共済費につきましては勤勉手当の増による追加でございます。そのほか7節賃金から27節公課費までにつきましては、執行減等による不用額を減額するもので、そのうち13節委託料の漏水管路調査委託料につきましては執行がなかったことによる減額、15節工事請負費の町道水道管移設工事につきましては町道1条通り線改良舗装工事に係る水道移転補償工事で当初予算100万円に対し39万9,000円の執行で済んだことによる減額でございます。

2款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費につきましては、既定額に450万円を追加し、450万1,000円とするものでございます。

歳出合計につきましては、既定額7,624万8,000円に276万7,000円を追加し、7,901万5,000円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書、歳入についてご説明をいたします。4ページでございます。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料につきましては、既定額に314万5,000円を追加し、5,614万1,000円とするものでございます。内訳につきましては、1節現年度、水道使用料で決算見込額に基づき300万3,000円を追加、滞納繰越で平成20年度滞納繰越分14万2,000円を追加するものでございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、既定額に40万6,000円を追加、40万7,000円とするものでございます。

5款諸収入、1項雑入につきましては、既定額131万4,000円から78万4,000円を減額し、53万円とするものでございます。内訳は、1目雑入、1節雑入について量水器取りかえ工事料で執行減等による18万3,000円の減額、2目弁償金、1節水道施設移転補償費につきましては町道1条通り線水道移転補償で執行減により60万1,000円を減額するものでございます。

歳入合計は、既定額7,624万8,000円に276万7,000円を追加し、7,901万5,000円とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第33号 平成21年度中頓別町水道事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号 平成21年度中頓別町水道事業特別会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第17、議案第34号 平成21年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第34号 平成21年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算につきましては、中原産業建設課参事に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課参事。

○産業建設課参事（中原直樹君） 議案第34号 平成21年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ557万4,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,549万3,000円とするもの

でございます。

第2表、地方債補正からご説明をいたします。3ページをお開きください。第2表、地方債補正、（廃止）、起債の目的、下水道事業資本費平準化債。変更前につきましては、限度額2,480万円を借り入れすることとしていたものを変更後、下水道資本費平準化債については借り入れをせず、地方債補正で廃止するものでございます。

続きまして、事項別明細書、歳出についてご説明をいたします。6ページをお開きください。1款下水道費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、既定額から556万8,000円を減額し、2,866万4,000円とするものでございます。補正の内訳につきましては、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、19節負担金補助及び交付金の退職手当組合負担金、事前納付金におきましては人事異動による人件費の不用額を減額するものでございます。12節役務費において下水道汚泥処理手数料の2万4,000円追加、13節委託料、16節原材料費、27節公課費においては、執行減等による不用額を減額するものでございます。

2款公債費、1項公債費、1目元金につきましては、既定額に1万1,000円を追加し、6,221万2,000円とするものでございます。

2目利子につきましては、既定額から1万7,000円を減額し、2,460万7,000円とするものでございます。これにつきましては、平成20年度に借り入れた資本費平準化債の償還金が確定したことによる補正でございます。

歳出合計につきましては、既定額1億2,106万7,000円から557万4,000円を減額し、1億1,549万3,000円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書、歳入についてご説明をいたします。5ページでございます。2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料につきましては、既定額に19万7,000円を追加し、2,591万9,000円に、2項手数料につきましては既定額に3万5,000円を追加し、3万8,000円とするものでございます。

3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、既定額に1,890万円を追加し、8,925万円とするもので、これにつきましては地方債補正でご説明しましたとおり、町債の借り入れをせず一般会計繰入金を追加したことによるものでございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、既定額に9万4,000円を追加し、9万5,000円とするものでございます。

6款町債、1項町債、1目町債につきましては、下水道事業資本費平準化債を借り入れせず、2,480万円を減額するものでございます。

歳入合計は、既定額1億2,106万7,000円から557万4,000円を減額し、1億1,549万3,000円とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ほどをお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第34号 平成21年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号 平成21年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第18、議案第35号 平成21年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野邑智雄君) 議案第35号 平成21年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算につきましては、竹内保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長(竹内義博君) 議案第35号 平成21年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

それでは、1ページをお開きください。平成21年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ528万5,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,706万8,000円とする。

6ページをお開きください。歳出の事項別明細からご説明いたします。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費では、既定額から665万2,000円を減額し、1億5,513万5,000円とするもので、2目地域密着型介護サービス給付費では既定額から180万円を減額し、430万円とするもので、認知症対応型共同生活介護施設利用者数の減によるものでございます。

3目施設介護サービス給付費では、既定額から485万2,000円を減額し、1億496万6,000円とするもので、介護老人福祉施設利用者の減によるものでございます。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費では、既定額に31万円を追加し、427万円とするもので、高額介護サービス受給対象者がふえたことにより予算不足が生じたものでございます。

5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費では、既定額に

96万6,000円追加し、136万2,000円とするもので、対象者の増によるものでございます。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金では、既定額に9万1,000円を追加し、9万2,000円とするもので、介護給付費準備基金積立金利子分を積み立てるものでございます。

歳出の既定額から528万5,000円を減額し、1億8,706万8,000円とするものです。

それでは、4ページをお開きください。歳入についてご説明いたします。2款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金では、既定額から522万6,000円を減額し、4,938万8,000円とするもので、交付額の確定により減額するものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金では、既定額から236万9,000円を減額し、2,854万9,000円とするもので、国庫負担金の確定により減額するものでございます。

2項国庫補助金、1目調整交付金では、既定額から97万5,000円減額し、1,484万5,000円とするもので、国庫補助金の確定により減額するものでございます。

4款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金では、既定額から269万6,000円減額し、2,555万1,000円とするもので、道負担金の確定による減額でございます。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金では、既定額に9万1,000円を追加し、9万2,000円とするもので、介護給付費準備基金利子を追加補正するものでございます。

6款繰入金、1項他会計繰入金、一般会計繰入金では、既定額から122万8,000円減額し、2,623万7,000円とするもので、介護給付費の減額によるものでございます。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金では、既定額に413万2,000円追加し、423万1,000円とするものです。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金では、既定額に298万6,000円を追加し、411万6,000円とするものでございます。

歳入の既定額から528万5,000円を減額し、1億8,706万8,000円とし、歳入歳出のバランスをとらせていただいております。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第35号 平成21年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号 平成21年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第19、議案第36号 平成21年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第36号 平成21年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきましては、竹内保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹内義博君） 議案第36号 平成21年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

それでは、1ページをお開きください。平成21年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ81万5,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2,598万8,000円とする。

5ページをお開きください。歳出の事項別明細からご説明します。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に18万1,000円を追加し、169万8,000円とするもので、11節需用費では5万3,000円の減額、28節繰入金では23万4,000円を新規計上するもので、周知広報事業費に要する広報紙掲載費として一般会計へ繰り出すものでございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金では、既定額から99万6,000円減額し、2,418万7,000円とするもので、保険料等負担金で89万6,000円の減額、事務費負担金で10万円の減額、負担額が確定したことにより減額となっております。

歳出の既定額から81万5,000円を減額し、2,598万8,000円とするものでございます。

それでは、4ページをお開きください。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金では、既定額から15万3,000円を減額し、303万7,000円とするもので、広域連合事務費負担金で交付額が決定したことにより10万円の減額となっております。

す。特別会計事務費負担金では5万3,000円の減額となっており、歳出で不用額が生じたことにより減額となっております。

2目保険基盤安定繰入金では、既定額から89万6,000円を減額し、855万5,000円とするもので、負担額が決定したことにより減額となっております。

5款広域連合支出金、1項広域連合交付金、1目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金では23万4,000円の新規計上で、後期高齢者医療制度の特別対策に係る広報掲載経費として広域連合から交付されるもので、一般会計へ繰り出すものでございます。

歳入の既定額から81万5,000円減額し、2,598万8,000円とし、歳入歳出のバランスをとらせていただいております。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第36号 平成21年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号 平成21年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（石神忠信君） これで本日の日程はすべて終了いたしました。

これで本日は散会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

（午後 4時14分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員